

狛田駅東特定土地区画整理事業の換地処分に伴う
町名地番変更に係る住所変更手続き

案内書

このたび、狛田駅東特定土地区画整理事業の換地処分に伴い、新しい町名と地番が誕生し、住所の表示が変わります。

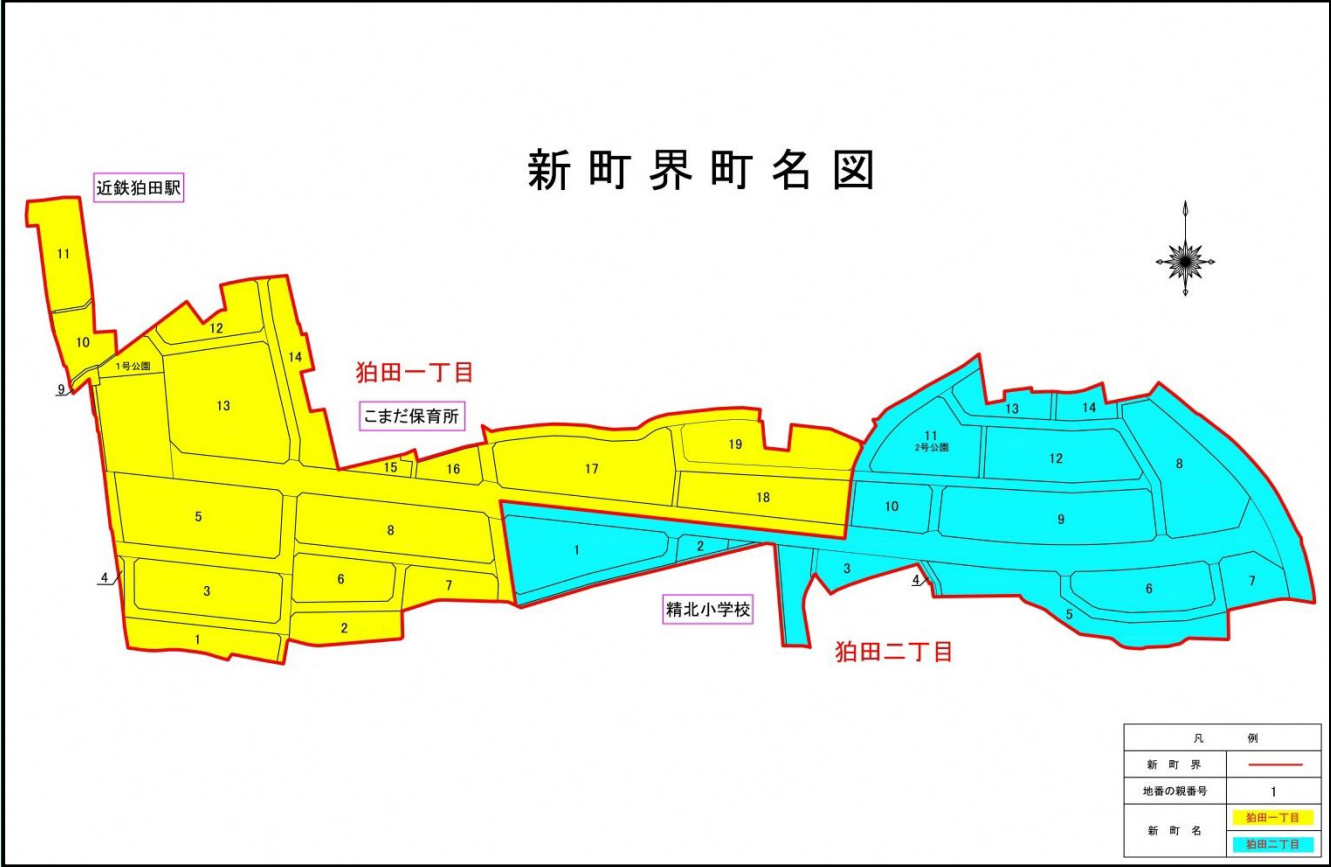
このために、皆様がお持ちの書類などにつきまして、住所などの変更が必要となる主な手続きをお知らせするとともに、新しい住所に早く馴染んでいただくことを目的に、この案内書を作成しました。ご一読いただき、ご活用ください。

京 都 府 相 楽 郡 精 華 町

1. はじめに

このたび、狛田駅東特定土地区画整理事業の換地処分に伴い、新しい町名と地番が誕生し、住所の表示が変わります。

狛田駅東特定土地区画整理事業は、土地所有者など皆様のご協力により、駅前広場を含む道路、公園等の公共施設整備と併せ、宅地が再配置されていますので、新たな町界の設定とこれに伴う町名地番の変更により、住所も変更されることとなります。



*現在の『相楽郡精華町大字下狛小字石ヶ町、小字市場、小字河原田、小字車付、小字下新庄、小字浄楽、小字本庄、小字西川原』の一部が

こま だ い っ ち ょ う め こま だ に ち ょ う め
『狛 田 一 丁 目、狛 田 二 丁 目』

になります。

(郵便番号は次のページのとおりです)

例：住所の表し方（現在）京都府相楽郡精華町大字下狛小字車付7番地112

↓
(新) 京都府相楽郡精華町狛田一丁目19番地6

なお、狛田駅東特定土地区画整理事業地区外の地域につきましては、町名地番の変更がございませんので現在の住所のままとなります。

2. 住所などの変更時期について

この新しい町名地番は、土地区画整理法第104条により換地処分があった旨の公告日の翌日から効力が発生します。

換地処分の公告の日は令和2年3月6日を予定しています。

3. 郵便番号の変更について

実施前 〒619-0245

実施後 〒619-0247(狛田一丁目と狛田二丁目、どちらも同じ番号です。)

なお、換地処分の公告の日の翌日以降、概ね1年程度は、今お使いになられている宛名であっても郵便物が届けられますが、1年を過ぎますと郵便物がお手元に届かなくなる恐れがあります。

個人のカード、銀行、お店の住所登録などは、早めに変更してください。

4. 日本郵便(株)の無料はがきについて

日本郵便(株)から通信事務として配達される住所変更のお知らせはがき一世帯または一法人あたり50枚(無料)を同封しています。

新しい住所や郵便番号を知り合いや取引先などにお知らせいただくため、ご利用ください。

5. 住民票の現住所の書き換えについて

住民票の現住所は、町が換地処分の公告の日の翌日に、次のとおり書き換えます。皆様ご自身による変更の手続きは不要です。

ただし、住所の表示が変わることに伴う手続きが必要になります。詳しくは3ページの「8. 住所変更に伴う諸手続きについて」をご覧ください。

●住民票の現住所

住民票の現住所が狛田駅東特定土地区画整理事業地区内の方

●住民票の本籍地

狛田駅東特定土地区画整理事業地区内に本籍を定めておられる方



狛田一丁目〇〇番地
狛田二丁目△△番地
と書き換えます。

6. 登記関係書類の書き換えについて

登記簿の表題部（土地の場合は、所在・地番・地目・地積。建物の場合は、所在・家屋番号。）の書き換えにつきましては、町から法務局に対して依頼いたしますので、**皆様ご自身による手続きは不要です。**

ただし、各登記簿の権利部に記載されています住所の書き換えにつきましては、**皆様ご自身で住所変更の登記申請手続きが必要**となります。

土地・建物の変更申請は、換地処分の公告日から法務局で表題部の書き換えが完了するまでの一定期間できません。

7. 町界町名の表示変更証明書の無料発行について

- 住所の表示変更証明書は、登記簿の登記名義人住所変更登記の手続きや、免許証、許可証、認可証などの住所変更手続きに利用できます。
- 「町界町名整理に伴う表示変更証明書」を換地処分の翌日（令和2年3月7日予定）以降、住民登録地へ一世帯一通ずつ、証明書を郵送します。
- 複数通の証明書が必要な方は、役場企画調整課へ申請してください。
（役場企画調整課 Tel:95-1900 午前8時30分から午後5時15分まで
正午から午後1時を除く 土日、祝日及び年末年始を除く）
- 証明書の交付は、換地処分の公告の日の翌日から発行します。
- 詳しくは、別紙「町界町名整理に伴う表示変更証明書(無料)について」をご覧ください。

8. 住所変更に伴う諸手続きについて

手続きが必要となるのは、換地処分の公告の日の翌日以降です。

手続きを行わず、そのままにされますと、お知らせ郵便物が届かないなど思わぬ弊害が起こることもございます。**お手数をおかけしますが、換地処分後できる限り早めにお手続きください。**

換地処分に伴う住所変更で、行政が管理している登録住所や皆様がお持ちの運転免許証や各種保険証なども新しい住所となります。町の公簿類（住民票や戸籍、選挙人名簿など）のように、町が新しく書き換えるものもありますが、**ご自身で変更の手続きをさせていただくものもありますので、次ページ表を参考にご確認ください。**

また、民間企業などとの契約などは、個人で変更手続きが必要となります。

- その他の免許証、許可証、認可証などについて、法律や条例などで住所変更の届出が定められているものは、各自手続きをしていただくこととなります。
- 民間企業などとの契約、登録（銀行・クレジットカード・生命保険・職場・習い事・お店の会員登録など）の手続きに必要な書類はそれぞれご確認のうえ、変更してください。

◆手続きの必要がないもの（町で変更するもの）

住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票、戸籍簿、選挙人名簿など、公簿の住所は、町で書き換えます。

◆住所変更の手続きをしていただくもの

ご自身の権利に関するもの、運転免許証や各種保険証などご自身でお持ちのもの、または個人で登録されたものなど、ご本人でないと住所変更の手続きができないものがありますので、皆様自身で住所変更の手続きをお願いします。手続きは換地処分の公告日（別途、お知らせします）以降に行ってください。

◎主な手続きは次ページの一覧表を参考にしてください。

●町役場関係

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続の時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先	
1. 住民基本台帳 (住民票)	区画整理事業区域内に 住民登録をしている方	手続きは必要ありません。		総合窓口課 Tel:0774-95-1915	
2. 印鑑登録証	印鑑登録をしている 方				
3. 国民年金第1号 被保険者	国民年金に加入の方	マイナンバーの登録のある方は、原則、 手続きは必要ありません。			
4. 戸籍簿	区画整理事業区域内 に本籍がある方	手続きは必要ありません。			
5. マイナンバーの 通知カード	左記のカードをお持ち の方 (通知カードの手続 きを代理人がする場 合、委任状が必要で す。)	実施日以降速やかに (カ ードに記載の住所を書き 換えます)	・通知カード ・本人確認書類(運転 免許証など)		
6. マイナンバー カード	(マイナンバーカー ド、住民基本台帳カ ードの手続きを代理 人がする場合、事前 に問い合わせ下さ い。)		・マイナンバーカード (暗証番号が必要) ※署名用電子証明書の再 発行手続き		
7. 住民基本台帳 カード			・写真付き住民基本台 帳カード (暗証番号が必要) ※写真がないカードの場 合、手続きは必要ありま せん		
8. 特別永住者証明書・ 在留カード	左記の証明書・カー ドをお持ちの方	実施日以降速やかに	特別永住者証明証 在留カード		
9. 国民健康保険 被保険者証など	被保険者証をお持ち の方				国保医療課 Tel:0774-95-1929
10. 後期高齢者医療 被保険者証など					
11. 福祉医療費受給者 証 (老人医療、障害者医療、母 子父子家庭医療、子育て支援 医療)	受給者証をお持ちの 方	・手続きは必要ありません。 ・住所変更後、新しい証を送付します。			

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続の時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先
12. 戦傷病者手帳	手帳をお持ちの方 または家族	既存手帳の住所変更を希望 される方は、手続きをして ください。	① 既存手帳 ② 印鑑	社会福祉課 Tel:0774-95-1904
13. 身体障害者手帳	左記の手帳をお持ち の方または家族	既存手帳などの住所変更 を希望される方は、手続 きをしてください。	① 既存手帳 ② 印鑑	
14. 療育手帳				
15. 精神障害者保険 福祉手帳				
16. 自立支援医療 受給者証	受給者証をお持ちの 方	・次回更新時まで、そのままお使いください。 ・更新時に変更します。 (ただし、すぐに表示の変更が必要な方は、実施 日以降にお申し出ください。)		
17. 障害福祉サービス 受給者証				
18. 特別障害者手当	手当を受給されてい る方	・手続きの必要はありません。 ・町役場で変更します。		
19. 介護保険被保険者証 など	被保険者証をお持ち の方または家族	手続きは必要ありませ ん。 ただし、既存証の住所変 更を希望される方は、手 続きをしてください。	既存証	高齢福祉課 Tel:0774-95-1932
20. 児童扶養手当証書	証書をお持ちの方	手続きは必要ありませ ん。 ただし、既存証明の住所 の書き換えを希望され る方は、ご来庁くださ い。(手書きでの書き換 えとなります。)	既存証書	子育て支援課 Tel:0774-95-1917
21. 特別児童扶養 手当証書				
22. 障害児福祉手当	手当を受給されてい る方	・手続きの必要はありません。 ・町役場で変更します。		
23. 母子健康手帳	手帳をお持ちの方	・手続きの必要はありません。 ・ご自身で書き換えてご利用下さい。		健康推進課 Tel:0774-95-1905
24. 図書館利用者カード	利用者カード(貸出 券)をお持ちの方	・手続きは必要ありません。 ・町役場で変更します。		精華町立図書館 Tel:0774-95-1911
25. 犬の登録	犬を登録されている 方	・手続きは必要ありません。 ・町役場が新しい住所に書き換えます。		環境推進課 Tel:0774-95-1925

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続の時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先
26. 上下水道使用者の住所	上下水道の利用者	<ul style="list-style-type: none"> • 手続は必要ありません。 • 上下水道部事務所が新しい住所に書き換えます。 		精華町上下水道部事務所 経理営業課 Tel:0774-94-2049
27. 町内の幼稚園、保育所などへの住所変更手続き（公立、私立とも）	町内幼稚園、保育所などに通う子どもがいる保護者	実施日以降速やかに	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（変更）申請（書類は通所先及び子育て支援課にあります。） ※通所先または子育て支援課に提出してください。	幼稚園に関すること 学校教育課 Tel:0774-95-1906 保育園に関すること 子育て支援課 Tel:0774-95-1917
28. 町外の幼稚園、保育園（所）などへの住所変更手続き	町外の幼稚園、保育園（所）に通う子どもがいる保護者	実施日以降速やかに	変更届（様式や提出先などは、通所先にお問い合わせください。）	
29. 町立の小・中学校への住所変更の手続き	町立学校に通う子どもがいる保護者	<ul style="list-style-type: none"> • 手続は必要ありません。 • 教育委員会が新しい住所に書き換えます。 		学校教育課 Tel:0774-95-1906
30. 私立の小・中学校への住所変更の手続き	私立学校に通う子どもがいる保護者	子どもの通学先にお問い合わせください。		
31. 放課後児童クラブへの住所変更手続き	町内の放課後児童クラブに通う子どもがいる保護者	<ul style="list-style-type: none"> • 手続は必要ありません。 • 町役場で変更します。 		子育て支援課 Tel:0774-95-1917
32. 原動機付自転車（排気量125cc以下）	左記の所有者または使用者	手続は必要ありません。	<ul style="list-style-type: none"> • 既存の標識交付証明書 • 本人確認書類（運転免許証など） ※同一世帯員以外が来庁される場合は、委任状及び来庁者の本人確認書類が必要です。 	税務課 Tel:0774-95-1916
33. 小型特殊自動車		ただし、既存の標識交付証明書などの住所変更を希望される方は、手続きをしてください。		
34. 法人町民税に係る法人の所在地変更	区域内に事務所、事業所などを設けている法人の代表者	実施日以降速やかに	<ul style="list-style-type: none"> • 異動等届出書 • 異動・変更などの内容が確認できる書類（登記事項証明書の写しなど） 	

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続の時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先
35. 建設工事、測量・建設コンサルタント業務などの競争入札参加資格審査申請書	左記の申請書を提出された方	<ul style="list-style-type: none"> 変更届を提出してください。 対象となる業者の方には、担当課から連絡します。 		監理課 Tel:0774-95-1909
36. 建設工事、測量・建設コンサルタント業務などの電子入札システムに係る利用者登録	会社・法人などの代表者	お手持ちのICカードは、次回の変更（更新）時に住所変更の手続きをしてください。		入札契約室 Tel:0774-95-1935
37. 物品・役務などの競争入札参加資格審査申請書	左記の申請書を提出された方	<ul style="list-style-type: none"> 手続きは必要ありません。 対象となる業者の方には、担当課から連絡します。 		財政課 Tel:0774-95-1914

●社会保険関係

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続の時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先
1. 職場の健康保険加入者	加入者の方	速やかに住所変更の手続きをしてください。	手続き詳細は右記機関にお問い合わせください。	各職場の健康保険組合など
2. 社会保険・厚生年金加入事務所	加入している事業主	速やかに住所変更の手続きをしてください。	① 町界町名整理に伴う変更証明書 ② 印鑑（届出）など （様式は右記機関にお問い合わせください。）	日本年金機構 京都南年金事務所 Tel:075(644)1165 （京都市伏見区竹田七瀬川町8-1）
3. 厚生年金（共済年金含む）被保険者	左記に加入している方	マイナンバーの登録のある方は、原則、 手続きは必要ありません。		勤務先を経由して所管する年金事務所
4. 国民年金第3号被保険者				
5. 健康保険任意継続者（全国健康保険協会京都支部発行分）	被保険者の方	速やかに住所変更の手続きをしてください。	手続き詳細は右記機関にお問い合わせください。	全国健康保険協会 京都支部 Tel:075(256)8631 （京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634）

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続きの時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先
6. 各種共済年金・受給者、恩給受給者など	受給者の方	速やかに住所変更の手続きをしてください。	手続き詳細は右記機関にお問い合わせください。	各自で加入されている各共済組合など
7. 国民年金受給者 厚生年金受給者	左記の受給者の方	マイナンバーの登録のある方は、原則、 手続きは必要ありません。		日本年金機構 京都南年金事務所 Tel:075(644)1165 (京都市伏見区竹田七瀬川町8-1)

●自動車・二輪自動車関係

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続きの時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先
1. 運転免許証	運転免許証をお持ちの方	速やかに木津警察署で住所変更の手続きをしてください。 ただし、更新が迫っている方は、提出書類などを持参して運転免許試験場で住所変更と併せて更新手続きをしてください。(優良の方は、京都駅前更新センターでも更新と同時に住所変更ができます。)	① 運転免許証 ② 町界町名整理に伴う変更証明書 ※詳しい手順方法は、あらかじめ、お問い合わせください。	木津警察署 Tel:0774(72)0110 (木津川市木津南垣外15) 京都府警察自動車運転免許試験場 Tel:075(631)5181 (京都市伏見区羽束師古川町647)
2. 軽自動車の検査証	軽自動車をお持ちの方	速やかに住所変更の手続きをしてください。	① 軽自動車検査証 ② 町界町名整理に伴う変更証明書 ③ 使用者の印鑑	軽自動車検査協会 京都事務所 Tel:050(3816)1844 (京都市伏見区竹田向代町51-12)

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続の時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先
3. 普通自動車 小型二輪自動車 (排気量251cc)の 検査証	自動車・オートバイ をお持ちの方	速やかに住所変更の手 続きをしてください。	① 自動車検査証 ② 町界町名整理に伴 う変更証明書 ③ 所有者及び使用者 の印鑑 ④ 手続きを委任され る場合、所有者及び 使用者の委任状 ⑤ 申請用紙 ※無料配付	国土交通省 近畿運輸局 京都運輸支局 Tel:050(5540)2061 (京都市伏見区竹田向 代町37) ※手続き案内ヘルプデ スク(上記電話番号)で
4. 二輪自動車の 軽自動車 (排気量126~250cc) の届出済証	オートバイをお持ち の方	速やかに住所変更の手 続きをしてください。	① 軽自動車届出済証 ② 住所の表示変更証 明書 ③ 所有者及び使用者 の印鑑 ④ 自動車損害賠償責 任保険証明書 ⑤ 申請用紙 ※無料配付	手続き方法・必要書類な どをご確認下さい。な お、上記のヘルプデスク は音声案内ですが、 「037」をプッシュす ると質問をすることも できます。

●各種免許・許可証関係

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続の時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先
1. 風俗営業・深夜酒類 提供飲食店営業届出事項	許可証などをお持ち の方	速やかに住所変更の手 続きをしてください。	① 当該許可証・認定書 など	申請、届出をした警察署 の生活安全課へお問い 合わせください。
2. 鉄砲刀剣類所持 許可証			② 町界町名整理に伴 う変更証明書	
3. 古物商許可証			③ 申請書 ※京都府県警のHPに掲 載	
4. 警備業認定証、合格 証明書、警備員指導教育 責任者資格者証など			④ 印鑑(認め印)	

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続の時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先
5. 建設業の許可 (変更届出)	事業主	換地処分の公告のあつた日の翌日から30日以内に営業所の所在地変更届出をしてください。	手続き詳細は右記機関にお問い合わせください。	京都府山城南土木事務所 総務契約室 Tel:0774(72)1152 (木津川市木津上戸18-1)
6. 宅建業の許可 (変更届出)	事業主	換地処分の公告のあつた日の翌日から30日以内に営業所の所在地変更届出をしてください。	手続き詳細は右記機関にお問い合わせください。	京都府山城南土木事務所 建築住宅室 Tel:0774(72)9521 (木津川市木津上戸18-1)
7. 宅地建物取引士の登録 (変更登録申請)	宅地建物取引士に登録されている方	遅滞なく住所変更の手続きをしてください。	手続き詳細右記機関にお問い合わせください。	(公社)京都府宅地建物取引業協会 Tel:075(415)2121 (京都市上京区中立売通新町西入三丁目453-3)
8. 公衆浴場、クリーニング業、旅館業、美容所、理容所などの許可証	左記の許可証又は確認済証をお持ちの事業主	住所変更の手続きをしてください。	手続き詳細は右記機関にお問い合わせください。	山城南保健所 環境衛生室 Tel:0774(72)4302 (木津川市木津上戸18-1)
9. 食品衛生法に基づく各種営業許可証				
10. 旅券 (パスポート)	パスポートをお持ちの方	手続きは必要ありません。		京都府旅券事務所 Tel:075(352)6655 (京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町)
11. 酒類販売業免許	酒類販売業者のうち該当地区に、 ②住所のある方 及び ④販売場を有している方	速やかに住所・販売場の所在地の変更の手続きをしてください。	① 異動申告書 ② 販売場建物の登記簿謄本の写し(④に該当する方のみ)	【問い合わせ】 伏見税務署 酒類指導官部門 Tel:075(641)5111 【提出先】 販売場の所在地を管轄する税務署

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続の時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先
12. 製造たばこの小売販売業者の商号等変更届出	製造たばこの小売販売業者の許可をお持ちの方	速やかに営業所(製造たばこの小売販売業の許可場所)の所在地と住所の変更の手続きをしてください。	① 小売販売業商号等変更届出書 ② 町界町名整理に伴う変更証明書	日本たばこ産業株式会社 北関西支店 許可担当 Tel:06(7637)1960 (大阪市北区大淀南1-5-10)

●その他

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続の時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先
1. 雇用保険の加入事務所	加入している事務所の事業主	速やかに住所変更の手続きをしてください。	手続き詳細は右記機関にお問い合わせください。	京都田辺公共職業安定所 Tel:0774(65)8609 (京田辺市田辺中央二丁目1-1)
2. 労災保険の加入事務所	加入している事務所の事業主	速やかに住所変更の手続きをしてください。	手続き詳細は右記機関にお問い合わせください。	京都南労働基準監督署 Tel:075(601)8324 (京都市伏見区奉行前町6)
3. 預金通帳、定期預金証書など	左記のものをお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。	手続き詳細は右記機関にお問い合わせください。	各金融機関
4. 各種有価証券、生命・損害保険など	事業者によって対応が異なりますので、手続き詳細は各機関にお問い合わせください。			
5. 電気、ガス、電話など	<u>特に、固定電話番号の住所は緊急車両出動のときの位置特定情報になります。</u> <u>必ず変更手続きをしてください。</u>			
6. 郵便	手続きは必要ありません。			下粕郵便局 Tel:0774(94)9961 (相楽郡精華町下粕拝殿19-4)

●法務局関係

(なにを) 事項	(だれが) 該当者	(いつまでに) 手続の時期	(なにをもって) 提出書類など	(どこへ) 問い合わせ 申請先
1. 土地・建物登記簿の 表題部の所在欄表示変更	区域内にお住みで、 国内に土地及び建物 を所有している方	特殊なケースを除き、法務局で書き換えますので、 手続きは必要ありません。		京都地方法務局 木津出張所 Tel:0774(72)0265 (木津川市木津駅前 一丁目50番地)
2. 土地・建物登記簿(権 利部)の所有者などの住 所欄		ご本人で住所変更の登 記申請手続きをしてい ただく必要があります。	① 登記申請書 ② 町界町名整理に伴 う変更証明書 ③ 印鑑 ④ 委任状(代理人申請 の場合) など	
3. 不動産の権利証 (登記識別情報)	手続きは必要ありません。			
4. 会社・法人などの代 表者の住所欄	会社・法人などの代 表者	換地処分の公告のあっ た日の翌日から2週間 以内に手続きをしてく ださい。	① 登記申請書 ② 町界町名整理に伴 う変更証明書 ③ 印鑑(届印) ④ 委任状(代理人申請 の場合) など	京都地方法務局 法人登記部門 Tel:075(231)0131 (京都市上京区荒神 口通河原町東入上生 州町197)
5. 会社・法人などの本 店(支店)・主たる事務 所(従たる事務所)欄		換地処分の公告のあっ た日の翌日から2週間 (支店・従たる事務所の 場合は3週間)以内に手 続きをしてください。	① 登記申請書 ② 町界町名整理に伴 う変更証明書 ③ 印鑑(押印) ④ 委任状(代理人申請 の場合) など	※いずれも登記相談は 予約制となっております。 詳しくは上記まで お電話ください。 ※司法書士・土地家屋調査 士の登記申請の代理を 依頼することもできます。

9. 登記法人・事業者に係る所在地などの変更登記手続

換地処分の公告に伴って新しい町名・地番が実施されますと、その区域内の会社・法人の所在地及び事業所並びに会社などの役員の住所を変更する必要があります。登記は法律上、管轄の法務局に対して変更登記の申請を要することから、皆様にお手続きしていただくこととなります。

○会社・法人の所在地・事務所の変更について

手続きの時期	換地処分の公告のあった日の翌日から2週間以内 (支店・従たる事務所の場合は3週間)
申請先	京都地方法務局本局 ※本店が京都地方法務局管轄外にある場合は、本店所在地管轄の法務局
申請人	会社・法人などの代表者
提出書類など	① 登記申請書 ② 町界町名整理に伴う変更証明書 ③ 印鑑(届印) ④ 委任状 など
登録免許税	会社・法人の所在地変更の手続きの際に企画調整課で発行します「町界町名整理に伴う変更証明書」を添付していただきますと、登録免許税(登記手数料)が原則免除されます。 <u>※町名・地番の変更以外の理由による未登記の事項がある場合は登録免許税がかかる場合があります。</u>

○会社などの役員の住所変更について

手続きの時期	換地処分の公告のあった日の翌日から2週間以内
申請先	京都地方法務局本局 ※本店が京都地方法務局管轄外にある場合は、本店所在地管轄の法務局
申請人	会社・法人などの代表者
提出書類など	① 登記申請書 ② 町界町名整理に伴う変更証明書 ③ 印鑑(届印) ④ 委任状 など
登録免許税	会社等の役員の住所変更の手続きの際に企画調整課で発行します「町界町名整理に伴う変更証明書」を添付していただきますと、登録免許税(登記手数料)が原則免除されます。 <u>※町名・地番の変更以外の理由による未登記の事項がある場合は登録免許税がかかる場合があります。</u>

○不動産の所有権や抵当権などの登記名義人の住所変更について

手続きの時期	期間の定めなし ※不動産の登記については、換地処分に伴う表題部の書き換え登記が完了するまでの間、一般の登記手続き（住所変更手続き、所有権移転登記など）が一定期間停止されます。住所変更などの登記事務は、停止が解除された後に手続きを行ってください。
申請先	所有される不動産を管轄する法務局
申請人	会社・法人などの代表者
提出書類など	① 登記申請書 ② 町界町名整理に伴う変更証明書 ③ 印鑑（届印） ④ 委任状 など
登録免許税	会社・法人の所在地変更の手続きの際に企画調整課で発行します「町界町名整理に伴う変更証明書」を添付していただきますと、登録免許税（登記手数料）が原則免除されます。 <u>※町名・地番の変更以外の理由による未登記の事項がある場合は登録免許税がかかる場合があります。</u>

登記関係についてのお問い合わせ先

○法人登記について

京都地方法務局本局 法人登記部門

〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生州町197

TEL：075-231-0131

○不動産登記について

京都地方法務局木津出張所

〒619-0214 木津川市木津駅前一丁目50番地

TEL：0774-72-0265

※法務局では登記相談を行っていますが、予約制となっております。詳しくは上記までお問い合わせください。

MEMO

■その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地
精華町役場 総務部 企画調整課 企画係 (町名地番に関する事)

TEL 0774-95-1900

FAX 0774-95-3971

精華町役場 事業部 都市整備課 区画整理係 (区画整理に関する事)

TEL 0774-95-1902

FAX 0774-95-3973

(窓口：午前8時30分から午後5時15分まで。土日、祝日及び年末年始を除く)

案内書・各種申請書などは精華町ホームページからもダウンロードいただけます。

◆精華町ホームページ <https://www.town.seika.kyoto.jp/>